

お客さま各位

貯金規定の一部改正について

J A いるま野では、令和 6 年 4 月 11 日から、大口定期貯金に係る中途解約利率を一部改正することといたします。

【改正となる貯金規定】

大口定期貯金規定 及び 自動継続大口定期貯金規定

【改正内容】

中途解約利率の見直し。 [第 3 条「利息」を変更]

- (3) 第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合および第 4 条第 5 項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の①②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が 0% を下回るときは 0% とします。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

①次の預入期間に応じた利率

a 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

A	6 か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%
C	1 年以上 3 年未満	約定利率×70%

b 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

A	6 か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6 か月以上 1 年未満	約定利率×40%
C	1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×50%
D	1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×60%
E	2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×70%
F	2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×80%
G	3 年以上 4 年未満	約定利率×90%

c 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合

A	6 か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6 か月以上 1 年未満	約定利率×30%
C	1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×40%
D	1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×50%
E	2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×60%
F	2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×70%
G	3 年以上 4 年未満	約定利率×80%
H	4 年以上 5 年未満	約定利率×90%

②次の算式により計算した利率

$$\text{約定利率} = \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

※ 詳しくは窓口へお問い合わせください。

※ 一部改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。